


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市新生児臨時特別給付金給付事業実施要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	企画課、財政課、市民課、会計課				
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その影響を精神的にも肉体的にも特に強く受けた妊産婦であった者などの心労を見舞い、出産後は感染予防に努めるため養育にかかる追加支出を余儀なくされている家庭への支援を行うため、新生児臨時特別給付金給付事業の実施に関して、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 給付対象児 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた新生児であって、申請日時点で東大和市の住民基本台帳に記録されている者（令和3年4月1日以後に転入した者を除く。） ※他市区町村で同様の給付の対象となった者（給付予定である者を含む。）を除く。</p> <p>(2) 給付対象者 給付対象児と同居し、生計を一にする父または母であって、申請日時点で東大和市の住民基本台帳に記録されている者（令和3年4月1日以後に転入した者を除く。）</p> <p>(3) 給付額：給付対象児1人につき10万円</p> <p>(4) 施行日：決裁日から施行する。</p> <p>(5) 影響及び効果 この要綱に基づき事業を進めることができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年12月1日 令和2年度第7号補正予算成立</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定事務を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。